

札幌市中小企業融資制度の金利等の運用方針

札幌市中小企業融資制度の金利等の運用方針

1 基準金利

札幌市中小企業融資制度における基準金利は、道内に本店を有する地方銀行における新長期プライムレート（3年を超えるもののうち最も低いレートのもの）のうち、前年度の12月1日時点において最も低い利率をもとに決定する。

2 各資金の融資利率

下記の区分ごとに積算した融資利率の小数点以下第2位を四捨五入して得た率とする。

(1) 一般中小企業振興資金

ア 産業振興資金

基準金利から0.5%減ずる。ただし、「短期サポート特別枠」は基準金利から0.8%減ずる。

イ 札幌みらい資金

基準金利から1.0%減ずる。

ウ 小規模事業資金

基準金利から1.5%減ずる。

エ 小口資金

基準金利から1.2%減ずる。

オ 景気対策支援資金（「原油・原材料高騰等対策特別枠」を含む）

融資期間が5年以内の場合は基準金利から1.2%、10年以内の場合は1.0%減ずる。

カ 経営力強化支援資金

基準金利から1.2%減ずる。

キ 伴走型経営改善資金

基準金利から1.5%減ずる。

(2) 特別資金

ア 事業革新支援資金

基準金利から1.5%減ずる。

- イ 大型設備投資支援資金
基準金利から 1.4%減ずる。
- ウ 創業・雇用創出支援資金
基準金利から 1.4%減ずる。
- エ カーボンニュートラル推進資金
基準金利から 1.5%減ずる。

3 預託

(1) 預託方法

原則として預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 51 条の 2 第 1 項に定める決済用預金に預託する。

(2) 預託利率

原則として 0.00%とする。

(3) 実収利回り

別表 1 に定める実収利回り表によるものとする。

(4) 協調倍率

下記の計算式により算出し、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

協調倍率 = (実収利回り - 預託利率) ÷ (実収利回り - 融資利率)

ただし、(旧) 元気がんばれ資金に係る協調倍率は 1.00 とする。

(5) 預託金額

下記の計算式により算出し、10 万円未満は切り捨てする。

預託額 = 融資残高 ÷ 協調倍率

4 改定時期

(1) 定期改定

原則として毎年 4 月 1 日に行うこととする。

(2) 臨時改定

経済観光局長は、急激に金融情勢が変動した場合などに、必要に応じて改定を行うことができる。

5 運用条件一覧表

上記の規定に基づいた運用条件一覧表は別表2のとおりとする。

6 その他

この運用方針により難い事態が生じた場合はその都度、財政部と協議するものとする。

実収利回り表

資 金 名	区 分	実収利回り
一般中小企業振興資金		
産業振興資金 産業振興資金「短期サポート特別枠」 札幌みらい資金 小規模事業資金 小口資金	普通銀行	基準金利
景気対策支援資金 景気対策支援資金「原油・原材料 高騰等対策特別枠」 伴走型経営改善資金 (旧) 原油高騰緊急対策資金 (旧) 原油・原材料価格高騰 緊急対策おうえん資金 (旧) 経営支援特別資金 (旧) 東日本大震災復興支援資金 (旧) 新型コロナウイルス対応支援資金 (旧) 新型コロナウイルス緊急資金 (旧) 新型コロナ資金サポート資金 (旧) 経営力強化支援資金	信用金庫	基準金利 + 0.50%
	信用組合	基準金利 + 1.30%
特別資金	普通銀行	基準金利 + 1.00%
	信用金庫	基準金利 + 1.50%
	信用組合	基準金利 + 2.30%

※ 上表中「区分」における信用金庫には、商工組合中央金庫を含める。

運用条件一覧表

資 金 名	基準金利			融資利率	協調倍率	預託利率	実収利回り	備 考
	2.475%	区 分						
産業振興資金 (旧) 原油高騰緊急対策資金	普通銀行			2.00%	5.21	0.00%	2.475%	
	信用金庫				3.05		2.975%	
	信用組合				2.13		3.775%	
短期サポート特別枠	普通銀行			1.70%	3.19	0.00%	2.475%	
	信用金庫				2.33		2.975%	
	信用組合				1.82		3.775%	
札幌みらい資金 (旧) 原油・原材料価格高騰緊急対策おうえん資金	普通銀行			1.50%	2.54	0.00%	2.475%	
	信用金庫				2.02		2.975%	
	信用組合				1.66		3.775%	
一般中小企業振興資金 小規模事業資金 伴走型経営改善資金 (旧) 新型コロナウイルス緊急資金 (旧) 経営支援特別資金、(旧) 東日本大震災復興支援資金 (旧) 新型コロナウイルスサポート資金	普通銀行			1.00%	1.68	0.00%	2.475%	
	信用金庫				1.51		2.975%	
	信用組合				1.36		3.775%	
小口資金 経営力強化支援資金	普通銀行			1.30%	2.11	0.00%	2.475%	
	信用金庫				1.78		2.975%	
	信用組合				1.53		3.775%	
景気対策支援資金 景気対策支援資金「原油・原材料 高騰等対策特別枠」	普通銀行			1.30%	2.11	0.00%	2.475%	
	信用金庫				1.78		2.975%	
	信用組合				1.53		3.775%	
特別資金 事業革新支援資金 カーボンニュートラル推進資金	普通銀行			1.00%	1.40	0.00%	3.475%	
	信用金庫				1.34		3.975%	
	信用組合				1.26		4.775%	
大型設備投資支援資金 創業・雇用創出支援資金	普通銀行			1.10%	1.46	0.00%	3.475%	
	信用金庫				1.38		3.975%	
	信用組合				1.30		4.775%	

※産業振興資金には、平成 19 年 3 月 31 日までに実行した運転資金（普通資金・短期資金）及び設備資金を含める。

※景気対策支援資金には、平成 23 年 3 月 31 日までに実行した景気対策緊急支援資金を含める。

※（旧）元気がんばれ資金に係る協調倍率は 1.00 とする。

改正	平成 2 年 4 月 20 日
改正	平成 2 年 11 月 29 日
改正	平成 3 年 4 月 24 日
改正	平成 3 年 6 月 28 日
改正	平成 4 年 8 月 26 日
改正	平成 5 年 2 月 25 日
改正	平成 5 年 3 月 18 日
改正	平成 5 年 4 月 30 日
改正	平成 5 年 8 月 26 日
改正	平成 5 年 10 月 28 日
改正	平成 5 年 11 月 22 日
改正	平成 7 年 7 月 17 日
改正	平成 7 年 10 月 20 日
改正	平成 8 年 2 月 22 日
改正	平成 9 年 2 月 3 日
改正	平成 9 年 4 月 11 日
改正	平成 9 年 11 月 14 日
改正	平成 9 年 12 月 3 日
改正	平成 10 年 2 月 13 日
改正	平成 11 年 2 月 25 日
改正	平成 11 年 5 月 31 日
改正	平成 11 年 9 月 24 日
改正	平成 12 年 3 月 31 日
改正	平成 13 年 3 月 8 日
改正	平成 14 年 3 月 28 日
改正	平成 17 年 4 月 1 日
改正	平成 18 年 4 月 1 日
改正	平成 19 年 4 月 1 日
改正	平成 20 年 10 月 14 日
改正	平成 20 年 11 月 25 日
改正	平成 21 年 4 月 1 日
改正	平成 21 年 6 月 1 日
改正	平成 22 年 4 月 1 日
改正	平成 23 年 4 月 1 日
改正	平成 23 年 4 月 25 日
改正	平成 24 年 4 月 1 日
改正	平成 25 年 4 月 1 日
改正	平成 26 年 4 月 1 日
改正	平成 27 年 8 月 6 日
改正	平成 28 年 4 月 1 日
改正	令和 2 年 2 月 10 日
改正	令和 2 年 4 月 21 日
改正	令和 3 年 4 月 1 日
改正	令和 3 年 6 月 21 日
改正	令和 3 年 12 月 3 日
改正	令和 4 年 4 月 1 日
改正	令和 4 年 8 月 2 日
改正	令和 5 年 2 月 27 日
改正	令和 5 年 4 月 3 日